

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第六条、第九条、第二十八条、第二百二十八条及び第六百六十七条並びに個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第十五条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律に係るE.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成三十年個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律に係るE.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール</p> <p>E.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して、個人情報保護に関する法令及びガイドラインに加えて、最低限遵守すべき規律を示すものである。</p> <p>目次</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用目的の特定、利用目的による制限（法第17条第1項、法第18条第1項、<u>法第30条第1項・第3項関係</u>）</p> <p>(3) 外国にある第三者への提供の制限（法第28条、<u>規則第16条関係</u>）</p> <p><u>(4) 仮名加工情報</u>（法第2条第5項、法第16条第5項、法第41条関係）</p> <p><u>(5) 匿名加工情報</u>（法第2条第6項、<u>法第43条第1項・第2項関係</u>）</p> <p>【凡例】 [略]</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に係るE.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール</p> <p>E.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して、個人情報保護に関する法令及びガイドラインに加えて、最低限遵守すべき規律を示すものである。</p> <p>目次</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 利用目的の特定、利用目的による制限（法第17条第1項、法第18条第1項、<u>法第30条第1項・第3項関係</u>）</p> <p>(3) 外国にある第三者への提供の制限（法第28条、<u>規則第16条関係</u>）</p> <p>[加える。]</p> <p><u>(4) 匿名加工情報</u>（法第2条第6項、<u>法第43条第1項・第2項関係</u>）</p> <p>【凡例】 [同左]</p>

個人情報保護委員会は、日EU間で相互の円滑な個人データ移転を図るため、法第28条に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としてEUを指定し、これにあわせて、欧州委員会は、GDPR第45条に基づき、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定した。

これにより、日EU間で、個人の権利利益を高い水準で保護した上で相互の円滑な個人データ移転が図られることとなる。日EU双方の制度は極めて類似しているものの、いくつかの関連する相違点が存在するという事実を照らして、個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について高い水準の保護を確保するために、個人情報取扱事業者によるEU域内から充分性認定により移転を受けた個人情報の適切な取扱い及び適切かつ有効な義務の履行を確保する観点から、各国政府との協力の実施等に関する法の規定（※1）に基づき個人情報保護委員会は補完的ルール（以下「本ルール」という。）を策定した。

特に法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している。したがって、個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管する機関として、法第6条に従い、法第2条第3項に定める要配慮個人情報に関する定義を含め、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて、個人の権利利益のより高い水準の保護を規定した補完的ルールを策定することによ

個人情報保護委員会は、日EU間で相互の円滑な個人データ移転を図るため、法第28条に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としてEUを指定し、これにあわせて、欧州委員会は、GDPR第45条に基づき、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定した。

これにより、日EU間で、個人の権利利益を高い水準で保護した上で相互の円滑な個人データ移転が図られることとなる。日EU双方の制度は極めて類似しているものの、いくつかの関連する相違点が存在するという事実を照らして、個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について高い水準の保護を確保するために、個人情報取扱事業者によるEU域内から充分性認定により移転を受けた個人情報の適切な取扱い及び適切かつ有効な義務の履行を確保する観点から、各国政府との協力の実施等に関する法の規定（※1）に基づき個人情報保護委員会は補完的ルール（以下「本ルール」という。）を策定した。

特に法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している。したがって、個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管する機関として、法第6条に従い、法第2条第3項に定める要配慮個人情報に関する定義を含め、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて、個人の権利利益のより高い水準の保護を規定した補完的ルールを策定することによ

り、より厳しい規律を策定する権限を有している。

これに基づき、本ルールは、EU域内から充分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要がある。本ルールは法的拘束力を有する規律であり、本ルールに基づく権利及び義務は、本ルールがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に個人情報保護委員会の執行対象となる。本ルールに定める権利及び義務に対する侵害があった場合は、本ルールがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に、本人は裁判所からも救済を得ることができる。

個人情報保護委員会による執行に関しては、個人情報取扱事業者が本ルールに定める一つ以上の義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は法第 148 条に基づく措置を講ずる権限を有する。一般的に、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について、法第 148 条第 1 項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由（※ 2）がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、同条第 2 項に定める「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」と認められる。

なお、本ルールは、EUから英国が離脱した後、英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについても同様に対象とする。

（※ 1）法第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 28 条、第 131 条及び第 172 条、並びに規則第 15 条

（※ 2）正当な理由とは、個人情報取扱事業者にとって合理的に予測できない不可抗力のできごと（たとえば自然災害）による場合や、個人情報取扱事業者が違反を完全に是正する代替的措置をとったことにより法第 148 条第 1 項に基づく個人情報保護委員

り、より厳しい規律を策定する権限を有している。

これに基づき、本ルールは、EU域内から充分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要がある。本ルールは法的拘束力を有する規律であり、本ルールに基づく権利及び義務は、本ルールがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に個人情報保護委員会の執行対象となる。本ルールに定める権利及び義務に対する侵害があった場合は、本ルールがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に、本人は裁判所からも救済を得ることができる。

個人情報保護委員会による執行に関しては、個人情報取扱事業者が本ルールに定める一つ以上の義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は法第 145 条に基づく措置を講ずる権限を有する。一般的に、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について、法第 145 条第 1 項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由（※ 2）がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、同条第 2 項に定める「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」と認められる。

なお、本ルールは、EUから英国が離脱した後、英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについても同様に対象とする。

（※ 1）法第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 28 条、第 128 条及び第 167 条、並びに規則第 15 条

（※ 2）正当な理由とは、個人情報取扱事業者にとって合理的に予測できない不可抗力のできごと（たとえば自然災害）による場合や、個人情報取扱事業者が違反を完全に是正する代替的措置をとったことにより法第 145 条第 1 項に基づく個人情報保護委員

<p>会による勧告に係る措置を講じる必要性が失われた場合が考えられる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用目的の特定、利用目的による制限（法第 17 条第 1 項、法第 18 条第 1 項、法第 30 条第 1 項・第 3 項関係） [略]</p> <p>(3) 外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条、規則第 16 条関係） [略]</p> <p>(4) 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項、法第 16 条第 5 項、法第 41 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第 2 条（第 5 項）</p> <p>5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換え</p> </div>	<p>会による勧告に係る措置を講じる必要性が失われた場合が考えられる。</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 利用目的の特定、利用目的による制限（法第 17 条第 1 項・法第 18 条第 1 項・法第 30 条第 1 項・第 3 項関係） [同左]</p> <p>(3) 外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条・規則第 16 条関係） [同左]</p> <p>[加える。]</p>
--	---

ることを含む。)

法第 16 条 (第 5 項)

5 この章、第 6 章及び第 7 章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第 41 条第 1 項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

法第 41 条

- 1 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するため

に必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第 18 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第 21 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 22 条の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 27 条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 41 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 29 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個

人データの提供にあつては、第 27 条第 1 項各号のいずれか)」とあり、及び第 30 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 27 条第 5 項各号のいずれか」とする。

- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 17 条第 2 項、第 26 条及び第 32 条から第 39 条までの規定は、適用しない。

EU 又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法第 41 条に基づき取り扱われることとする。加えて、当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、統計調査のため又はその他の統

<p>計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。</p> <p><u>(5)</u> 匿名加工情報（法第2条第6項、法第43条第1項・第2項関係） [略]</p>	<p><u>(4)</u> 匿名加工情報（法第2条第6項、法第43条第1項・第2項関係） [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記による。</p>	

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。